

藤沢市中学校給食センター整備運営事業
募 集 要 項

令和 8 年 10 月

藤沢市教育委員会

目 次

I	募集要項の目的と構成.....	1
II	事業に関する事項.....	1
1	事業名称	1
2	事業の対象となる公共施設の名称	1
3	公共施設の管理者	1
4	事業の目的	1
5	本事業の基本理念	2
6	事業用地の概要.....	3
7	本施設の計画に関する事項	4
8	事業方式	6
9	事業の範囲	6
	(1) 施設整備業務	6
	(2) 開業準備業務	6
	(3) 維持管理業務	6
	(4) 運営業務	6
	(5) 市が行う業務	7
10	事業期間	7
11	事業スケジュール	7
12	事業者の収入	7
	(1) 既存施設の解体、本施設の設計及び建設に係るもの	7
	(2) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの	8
13	本事業の実施に関する協定等	8
	(1) 基本協定	8
	(2) 事業契約	8
14	事業期間終了時の措置	8
III	事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
1	事業者の募集及び選定	9
2	募集及び選定スケジュール	9
3	予算額の上限	9
4	事業計画の提案に関する条件	10
	(1) 資金調達・返済計画	10
	(2) 提供食数	11
5	事業者の評価・選定に関する事項	12
	(1) 参加資格の確認	12
	(2) 提案審査	12
	(3) 優先交渉権者を選定しない場合	12

6	応募者の構成	13
(1)	応募者の構成と定義	13
(2)	構成企業等の明示	13
(3)	複数業務の実施	13
(4)	複数応募の禁止	13
(5)	応募者の変更及び追加	14
7	応募者の参加資格要件	14
(1)	共通の参加資格要件	14
(2)	個別の参加資格要件	15
(3)	参加資格確認基準日	18
8	募集手続き等に関する事項	18
(1)	担当課	18
(2)	募集要項等の配布	18
(3)	募集要項等に関する質問受付	18
(4)	競争的対話	18
(5)	参加資格審査	20
9	特別目的会社の設立	21
10	関心表明書	21
11	提案書の提出に関する事項	21
(1)	応募者の複数提案の禁止	21
(2)	提出書類の変更禁止	21
(3)	提案書の提出方法等	21
(4)	提案書類及び部数等	21
(5)	作成要領	22
(6)	提出書類の取扱い	23
(7)	応募者等の取扱い	23
12	応募者が多数となった場合	23
13	提案資格の喪失等	23
14	応募の辞退	24
15	プレゼンテーションについて	24
16	使用する言語、通貨単位及び単位	24
17	応募に係る費用	24
18	営業活動の禁止	25
19	その他	25
20	基本協定等に関する事項	25
(1)	基本協定	25
(2)	事業契約	26

I 募集要項の目的と構成

藤沢市は、藤沢市中学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、運営能力及び技術力などのノウハウ等の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを検討してきました。2026 年（令和 8 年）7 月に「藤沢市中学校給食センター整備運営事業実施方針」を公表し、この実施方針に関する質問及び意見を踏まえ客観的な評価から、本事業を PFI 事業として実施することが適切であるとして、PFI 法第 7 条の規定に基づき 2026 年（令和 8 年）9 月、当該事業を「特定事業」として選定しました。

藤沢市中学校給食センター整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、本事業について、PFI 法に基づく特定事業を実施する事業者を公募型プロポーザルにより選定することを目的として公表します。

募集要項等は、次の書類により構成します。

- 1 募集要項
- 2 要求水準書
- 3 審査基準書
- 4 提出書類の様式集
- 5 基本協定書（案）
- 6 事業契約書（案）

II 事業に関する事項

1 事業名称

藤沢市中学校給食センター整備運営事業

2 事業の対象となる公共施設の名称

藤沢市中学校給食センター

3 公共施設の管理者

藤沢市長 鈴木 恒夫

4 事業の目的

現在藤沢市（以下、市という）では、中学校給食の実施方式は選択制デリバリー方式（市立中学校 19 校）を採用しています。しかし、喫食率は年々増加傾向にあり、将来

的に現委託事業の供給可能数を超過することが想定されています。

このような状況を踏まえ、市では、専門家会議による検討等を経て2026年2月に策定した「藤沢市立中学校給食のあり方について」により、今後の中学校給食においては全員制喫食に移行することとしました。提供方法としては現行のデリバリー給食を継続し、新たに学校給食センターを整備した上で市の全生徒に学校給食を提供することとしています。

その後、全員給食の実施時期は先送りとし、国の動向を踏まえて供給体制を調整することとなりましたが、学校給食センターの整備については、子どもたちの育ちを守る事業として継続してまいります。

本事業は、旧南部収集事務所跡地に、6,000食規模の「藤沢市中学校給食センター」（以下、「本施設」という。）を整備し、維持管理・運営することで、より安全安心な学校給食の提供を行うことを目的とします。

5 本事業の基本理念

本事業は次の基本理念に基づいて実施するものとします。

ア 安全安心な学校給食の提供

- (ア) HACCP の考え方に沿った工程管理を導入し、徹底した衛生管理を実現するため、衛生管理システムを構築する。
- (イ) ドライシステムを導入するとともに、作業動線が交差しない作業形態とし、施設内の「汚染作業区域」・「非汚染作業区域」・「その他の区域」を明確に分離する。
- (ウ) 食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための調理施設や体制等を整える。

イ 食育の推進、地産地消への取組み

- (ア) 食に対する正しい理解や望ましい食習慣を養うことが可能となるよう、食育を推進する。
- (イ) 地場産食材や地域の特色のある食材を積極的に取り入れることで地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育む。

ウ 持続可能な学校給食の提供

- (ア) 学校給食サービスの質の確保及び持続的に安定して提供するために適正な事業規模を維持し、官民が適正な役割分担のもと、民間活力の有効活用を目指す。
- (イ) 調理ごみや残渣のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する。

6 事業用地の概要

事業用地の概要は、次のとおりです。事業用地に関するインフラ整備状況は、事業者が各管理者等に適宜確認を行うこととします。

所在地	神奈川県藤沢市稲荷 412-1（旧南部収集事務所跡地）
敷地面積	約 5,455 m ²
用途地域	準工業地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
接道条件	南側に接道あり（幅員約 3m 42 条 2 項道路として指定） なお、北側道路（湘南藤沢地方卸売市場敷地内通路）は建築基準法上の道路として指定されていないが、車両の出入りに用いることは可能
インフラ整備状況	上水道：北側道路 φ50 下水道：西側道路 φ200、東側と南側の道路交差点 φ350 都市ガス：低圧管 200mm

7 本施設の計画に関する事項

本施設の計画の概要は、次のとおりです。

施設規模	最大 6,000 食／日の供給能力を有するものとし、提供食数、献立等に応じた作業空間と機能性があるように整備すること。 また、本施設は、次ページの構成を基本とする。なお、施設面積は事業者の提案によるものとし、衛生面、機能等に支障がなければ、施設の構成を変更することも可とする。	
配送対象校	通常給食対象校 第一中学校 明治中学校 鶴沼中学校 片瀬中学校 湘洋中学校 藤ヶ岡中学校 高浜中学校 村岡中学校 ※本施設より、通常給食及びアレルギー対応食を調理し配送する。	アレルギー対応食対象校 六会中学校 御所見中学校 長後中学校 善行中学校 秋葉台中学校 大庭中学校 湘南台中学校 高倉中学校 滝の沢中学校 大清水中学校 羽鳥中学校 ※本施設より、生徒及び検食用のアレルギー対応食のみ調理し配送する。

※なお、対象校及び校数は、本施設の調理能力の範囲内において、生徒数の推移及び選択制での実施下においては選択する生徒数により、それぞれ変更となる場合があります。

※選択制での実施下においては、アレルギー対応食の提供はしません。

区域区分		諸室等	備考
外構		公用車用駐車場	2 台以上
		事業者用駐車場	
		駐輪場	適宜
その他	市専用部分	備蓄倉庫（災害用）	11,000 人×1 食分の食料備蓄が保管できること。 別棟での計画も可能だが、食料保管に適する温熱環境が保たれることを前提とする。
		見学設備	カメラでの見学を許容
	共用部分	玄関	下足箱：40 名分、 手洗い器 1～2 台
		事務室	市・事業者の共用とし、それぞれのスペースを設ける想定 IP 電話の設置及び LGWAN 環境の引込が可能な設備とする
		更衣室	男女別
		洗濯・乾燥室	
		事務従事者及び来客用便所	男女別 1 以上とし必要数設ける
		廊下等	適宜
		調理員用便所	
		休憩室・食堂	
		運転手休憩室	
		物品倉庫	調理作業区域内で使用する備品等の収納
		機械室・電気室・ボイラー室等	適宜
調理場	汚染作業区域 検収・下処理ゾーン	食材搬入用プラットフォーム・荷受室	野菜・肉魚卵それぞれ設ける 米の搬入に配慮した動線が望ましい
		検収室	
		泥落とし室・皮むき室	泥付きの野菜を扱う
		食品庫	
		調味料庫・計量スペース	
		冷蔵庫	他諸室内の設置も可
		野菜下処理室	
		魚肉類処理室	
		貯米庫・洗米室	
		容器・器具・運搬用カート等洗浄室	他諸室内の設置も可
		可燃物庫・不燃物庫	建物外の設置も可
		油庫	
	汚染作業区域 洗浄ゾーン	器具類洗浄室	他諸室内の設置も可
		回収用プラットフォーム	風除室
		洗浄室	
		残渣庫	建物外の設置も可
	非汚染作業区域 調理ゾーン	野菜切裁スペース	
		揚物・焼物・蒸し物調理室	
		煮炊き調理室	
		和え物室	
		和え物準備室	
		和え物用冷蔵庫	
		炊飯室	
		アレルギー用調理室	
		容器・器具・運搬用カート等洗浄室	他諸室内の設置も可
	配送ゾーン	盛付室	
		配送用プラットフォーム	
		配送前室	

8 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者（以下、「事業者」という。）自らが本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施します。

9 事業の範囲

事業者が実施する特定事業の範囲は、次の(1)から(4)に掲げるものとします。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務及びその関連業務
- イ 既存施設解体業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ウ 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- エ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- オ 工事監理業務

(2) 開業準備業務

(3) 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 備品等保守管理・更新業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 長期修繕計画策定業務

(4) 運営業務

- ア 食材検収業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送、配膳及び回収業務
- オ 残渣処理、計量業務
- カ 配送車両調達・維持管理業務
- キ 献立作成支援業務
- ク 食育支援業務
- ケ 光熱水費の負担、支払い

(5) 市が行う業務

運営業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- ア 食材調達業務
- イ 食数調整業務
- ウ 検食業務
- エ 献立作成・栄養管理業務
- オ 衛生管理・調理指示業務
- カ 配送校の調整業務
- キ 学校配膳室の整備及び維持管理業務
- ク 食育業務
- ケ 給食費の徴収管理業務
- コ 広報業務
- サ 事務室（市側職員スペース）に関する引越し業務

10 事業期間

本事業の期間は、市と事業者との間で締結する本事業に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から 2045 年（令和 27 年）3 月 31 日までとします。

11 事業スケジュール

2030 年（令和 12 年）4 月の本施設の供用開始を前提に、事業スケジュールを次のとおり予定します。

- (1) 事業契約の締結 2027 年（令和 9 年）6 月
- (2) 解体・設計・建設期間 事業契約の締結日～2030 年（令和 12 年）1 月
- (3) 本施設の所有権移転 2030 年（令和 12 年）1 月
- (4) 開業準備期間 2030 年（令和 12 年）2 月～2030 年（令和 12 年）3 月
- (5) 維持管理・運営期間 2030 年（令和 12 年）4 月～2045 年（令和 27 年）3 月

12 事業者の収入

事業者の収入は、次のとおり予定しています。

(1) 既存施設の解体、本施設の設計及び建設に係るもの

市は、既存施設の解体、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に一時支払金として事業者へ一括支払いを行う予定です。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、既存施設の解体、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の一時支払金を控除した額を割賦払いにて支払います。

(2) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する開業準備及び維持管理・運営に係る対価について、市は維持管理・運営期間にわたって事業者に支払います。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行います。

維持管理・運営に係る対価については、固定料金と変動料金で構成されるものとなります。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定していますが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定めます。

市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、サービス対価を減額する場合があります。なお、詳細は事業契約書（案）に示します。

13 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI法に定める手続きに従い、本事業を実施するため、次の(1)及び(2)に掲げる協定等を締結します。

(1) 基本協定

市は、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を選定事業者と締結します。

(2) 事業契約

市は、事業者との間で基本協定の定めるところにより、仮契約を締結し、藤沢市議会の議決を得た後に、事業契約締結となります。

14 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後、本施設を継続して使用する予定です。事業者は、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の水準を満足する状態で市に引き継ぐものとしします。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

本事業では、既存施設の解体、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められます。

したがって、事業者の選定にあたっては、事業者が参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

2 募集及び選定スケジュール

市は、次の手順により、事業者を選定することを予定しています。

日程	実施事項
2026年(令和8年)10月7日	募集要項等の公表
2026年(令和8年)10月15日	募集要項等に関する質問受付締切
2026年(令和8年)10月30日	募集要項等に関する質問に対する回答公表
2026年(令和8年)11月13日	参加資格審査書類の受付締切
2026年(令和8年)11月27日	参加資格審査結果の通知
2026年(令和8年)11月下旬	競争的対話の実施(予定)
2027年(令和9年)1月4日	提案審査書類の受付開始
2027年(令和9年)2月1日	提案審査書類の受付締切
2027年(令和9年)3月上旬	提案書に関する事業者ヒアリング(プレゼンテーション含む)
2027年(令和9年)3月上旬	優先交渉権者の決定・公表
2027年(令和9年)3月下旬	基本協定締結
2027年(令和9年)5月上旬	仮契約締結
2027年(令和9年)6月上旬	事業契約締結

*今後、日程を変更する場合があります。

3 予算額の上限

16,034,888 千円（消費税及び地方消費税の額（10%）を含む）

なお、本業務についてこの金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

一時支払金、資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成してください。

ア 一時支払金

市は、施設整備に係るサービス対価の一部として、施設引渡時に一時支払金を事業者を支払うことを想定しています。以下のとおり算定し、提案してください。

文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式です。なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合があります。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、事業者の負担とします。また、当該一時支払金に変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整します。

項目		内容
一時支払金 (①+②+③)	文部科学省学校施設環境改善交付金 (①)	①学校給食施設の新增築にかかる交付金 480,700 千円
	起債による一時支払金 (②+③)	②起債（交付金対象額分） $(① \times 2 - ①) \times 90\%$
		③起債（単独分） $\{(起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額※) - (交付金配分基礎額：① \times 2)\} \times 75\%$

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等）、調理設備設置工事、既存施設解体工事に要する費用を加算した額とします。なお、基本設計費、運営備品等調達費は含みません。

イ 割賦料

市は、事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間 15 年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、四半期ごとに事業者を支払います。なお、割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払い時に全額を一時支払金に加

算して支払います。

基準金利は、令和 8 年 10 月 7 日の利率を用いて割賦料を提案することとしますが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引渡し予定日の金融機関 2 営業日前の基準金利を適用し算定される額とします。

なお、基準金利は、LSEG（登録商標）より提供されている午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの（円 / 円）金利スワップレートとします。

市は本施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行ません。

ウ 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営期間中、四半期ごとに事業者を支払います。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定します。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとします。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定してありますが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定めます。

固定料金は、各四半期において、事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものとします。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して事業者を支払うものとします。

(2) 提供食数

ア 提供食数

本施設における提供食数は、最大 6,000 食 / 日とします。

市は、事業者に対し、生徒の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、給食を提供する日の該当する月の前月 25 日までに、提供日に提供する予定の給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行います。また、予定給食数に変更がある場合には、原則として提供日の 2 稼働日前の 11 時までに、市から事業者に当該提供日の給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行うものとします。

イ 提供食数と変動料金の算定方法

委託料のうち変動料金 = 給食 1 食あたりの単価 × 提供給食数

「提供給食数」の算定方法は次のとおりとし、各四半期の累計とします。

- ・「予定給食数」から「実施給食数」が増加した場合又は 201 食に満たない数だけ減少した場合は、「実施給食数」を「提供給食数」とする。
- ・「予定給食数」から「実施給食数」が 201 食以上減少した場合は、「予定給食数」から 201 食を減じた食数を「提供給食数」とする。
- ・ただし、受注者の責に帰すべき事由により、実際に提供された給食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数を「提供給食数」とする。

5 事業者の評価・選定に関する事項

本事業は、複数の企業による事業者グループ（以下「応募者」という。）での応募を求めるものとします。事業者の評価・選定は、参加資格の確認と提案審査の 2 段階に分けて実施します。評価・選定方法は、次のとおりです。

(1) 参加資格の確認

応募者が次項「7 応募者の参加資格要件」で規定する参加資格を有していること及び一定の実績を有することなどについて、形式面での資格の確認を行います。

(2) 提案審査

提案審査は、応募者から提出された提案審査書類等について、審査基準に基づき、「藤沢市学校給食センター整備運営 PFI 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において提案内容を総合的に評価した上で最優秀提案者を決定します。選定委員会の審査を経て、市が優先交渉権者を決定します。

なお、市の求める水準（満点の 60%）に達していない場合には、最優秀提案者、優秀提案者を選定しないことがあります。

また、選定委員会の意見については、選定事業者が設立する事業者との事業契約の締結に当たって尊重すべき事項として取扱います。

※提案の評価基準の詳細については、審査基準書に示します。

※応募者が 1 者の場合も、同様に参加資格の確認、提案審査を行うものとします。

氏名	所属
伊庭 良知	一般社団法人 国土政策研究会 理事
黒川 優子	相模女子大学 栄養科学研究科・管理栄養学科 准教授
高橋 達	東海大学 建築都市学部建築学科 教授
駿藤 晶子	神奈川県立保健福祉大学 栄養学科保健福祉学研究科 准教授
李 祥準	関東学院大学 建築・環境学部建築・環境学科 准教授

(3) 優先交渉権者を選定しない場合

本事業に係る事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者が無い、

又はいずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表します。

6 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとします。

項目	定義
構成企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担し、構成企業を代表して本事業の参加手続きを行う法人かつ運營業務を行う者

(2) 構成企業等の明示

応募者を構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとします。構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記してください。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはなりません。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいいます。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます（以下同じ）。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできません。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とします。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外します。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めません。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがあります。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがあります。ただし、代表企業の変更は例外なく認めません。

イ 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがあります。

7 応募者の参加資格要件

次に掲げる者が本事業に参加することができます。

応募者の構成員は、以下の(1)、(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければなりません。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなします。

なお、本事業について選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとします。

(1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 参加表明書の提出期限の日から事業契約締結の日までの期間に、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 1 日施行）に基づく指名停止措置期間中の者でないこと。
- ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき

更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。

カ 課税されているすべての税（国税、神奈川県税及び藤沢市税）を滞納している者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していない者。

ク 個人にあっては、藤沢市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団員ではない者。法人にあっては、暴力団経営支配法人ではない者。

ケ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

コ 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

サ 本事業についてアドバイザー業務に関連する以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・ 日本工営都市空間株式会社
（所在地：愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号）
- ・ 鈴木法律事務所
（所在地：東京都渋谷区渋谷一丁目 3 番 18 号 ビラ・モデルナ A706）

シ 本事業について PFI 導入可能性調査に関連する以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・ 株式会社日建設計総合研究所
（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号）

(2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員のうち ア から キ の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこととします。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができます。ただし、建設業務を行う者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできません。

ア 解体業務を行う者

解体業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

(ア)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿(工事)に登載されていること。

イ 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

(ア)建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿(コンサル)に登載されていること。

(ウ)募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと(処分を受けた地域を問わない)。

(エ)国、地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設(平成 28 年 4 月以降に履行が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る)の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

(オ)HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計実績若しくはドライシステムの学校等へ配色する給食施設(平成 28 年 4 月以降に履行が完了したものに限る)の設計実績を有していること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

(ア)建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿(コンサル)に登載されていること。

(ウ)募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと(処分を受けた地域を問わない)。

(エ)国、地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設(平成 28 年 4 月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る)の工事監理業務の実績を有していること。

(オ)HACCP認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校等へ配食する給食施設(平成 28 年 4 月以降に工事が完了したものに限る)の工事監理実績を有していること。

エ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が（ア）から（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（工事）に登載されていること。

（ウ）平成 28 年 4 月以降に工事が完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の施設の新築・改築又は新築部分が 3,000 ㎡以上の増築に関する建築一式工事について、元請としての施工実績を有すること。

（エ）平成 28 年 4 月以降に工事が完了したドライシステムの学校等へ配食する給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること。

オ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、いずれかの者が（イ）を満たせばよい。

（ア）令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（一般委託）に登載されていること。

（イ）平成 28 年 4 月以降に学校等へ配食する給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

カ 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について該当すること。

（ア）令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「給食業務委託」で藤沢市長から有効期限内の認定を受けていること。

（イ）HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設若しくはドライシステムの学校等へ配食する給食施設において 3,000 食以上かつ複数の献立ラインの提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。

（ウ）平成 28 年 4 月以降にランチボックス形式にて学校等へ配食する給食施設に限らず、3,000 食以上の提供実績があること。

キ その他業務を行う者

その他業務を行う者 その他企業は、以下の要件を満たしていること。

（ア）令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（営業種目は担当業務に応じ適切なもの）に登載されていること。

(3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、2026 年（令和 8 年）11 月 13 日とします。

8 募集手続き等に関する事項

(1) 担当課

担当課 藤沢市教育委員会教育部学校給食課中学校担当
住 所 藤沢市朝日町 1 番地の 1
藤沢市役所本庁舎 3 階
電 話 0466-50-8247
FAX 0466-50-8424（教育総務課内）
E メールアドレス fj-gakko-k@city.fujisawa.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

資料は、2026 年（令和 8 年）10 月 7 日から「藤沢市学校給食課ホームページ」に掲載します。

URL <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gakko-k/index.html>

(3) 募集要項等に関する質問受付

本募集要項等に関する質問の提出等については、次のとおりとします。

質問の提出方法	「募集要項等に関する質問書」(様式第 0 号)をEメールで藤沢市学校給食課に送付してください。 Eメール送信後、電話(0466-50-8247)でEメールの到達を確認してください。
提出期間	2026 年(令和 8 年)10 月 7 日(水)から 2026 年(令和 8 年)10 月15日(木)午後 5 時まで
回答及び公表等	ア 質問への回答書については、2026 年(令和 8 年)10月30日(金)頃に、類型化し市の考え方を付してすべての参加者に一括して回答します。提出者ごとに個別に回答はしませんのであらかじめご承知おきください。 イ 質問への回答書は、本募集要項等を補完するものとみなします。
その他	ア 電話による質問は、受け付けません。 イ 質問についての著作権は質問の提出者に属しますが、必要な場合、市は、これを無償で利用できるものとします。

(4) 競争的対話

市が求める要求水準を応募者の提案内容に適切に反映していただくため競争的対話を実施します。

参加申込方法	別途市のホームページにて公表しますが、11 月上旬の申込締切を予定しています。
--------	---

	参加申込時には対話にて確認が必要な事項を記入してください。 なお、参加表明を予定しているグループごとに申し込むことを基本とします。
日 時	未定 (時間等詳細は、参加申込企業等に個別に連絡します。2026年(令和8年)11月下旬頃を予定)
場 所	未定 (参加申込企業等に個別に連絡します。)
その他	対話にて市が回答した事項は、質問者のノウハウや提案内容が明らかにならない範囲で市のホームページに公表することを予定しています。

(5) 参加資格審査

応募者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を次のとおり提出してください。

参加資格審査書類	次のアからテに掲げる書類を提出してください。 ア 参加表明書(様式第1号) イ 構成企業表(様式第1号-2) ウ 委任状(代表企業)(様式第1号-3) エ 委任状(受任者)(様式第1号-4) オ 参加資格確認申請書(様式第1号-5) カ 添付書類提出確認書(様式第1号-6) キ 参加資格報告書(様式第1号-7) ク 解体業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-8) ケ 設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-9) コ 工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-10) サ 建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-11) シ 維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-12) ス 運営業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-13) セ その他業務を行う者の参加資格要件に関する書類(様式第1号-14) ソ 設計業務を行う者の業務実績(様式第1号-15) タ 工事監理業務を行う者の業務実績(様式第1号-16) チ 建設業務を行う者の業務実績(様式第1号-17) ツ 維持管理業務を行う者の業務実績(様式第1号-18) テ 運営業務を行う者の業務実績(様式第1号-19)
提出部数等	「ア 参加表明書」「イ 構成企業表」「ウ 委任状(代表企業)」及び「オ 参加資格確認申請書」は、各 1 部提出してください。また、「エ 委任状(受任者)」は、すべての構成企業及び協力企業について、それぞれ 1 部提出してください。

	い。「カ 添付書類提出確認書」及び「キ 参加資格報告書」は、すべての構成員について、それぞれ 1 部提出してください。「ク 解体業務を行う者の参加資格要件に関する書類」から「テ 運営業務を行う者の業務実績」までの書類は、解体業務、設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務、運営業務及びその他業務を担当するすべての構成員について、それぞれ 1 部提出してください。 また、別紙を添付する場合は、A4(1 枚の大きさをISO216 用紙サイズ(210mm×297mm)。以下同じ。)に規定する大きさとし、左ホチキス止めをしたもの 1 部を提出してください。
提出期間 及び時間	ア 提出期間 2026 年(令和 8 年)10月 7 日(水)から 2026 年(令和 8 年)11 月13日(金)まで (市の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日)を除く) イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで
参加資格審査 結果の通知	市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日(以下、「参加資格確認基準日」という。)までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがあります。参加資格確認結果は、参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知します。 なお、資格確認の結果において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消します。

9 特別目的会社の設立

審査の結果、優先交渉権者として選定された応募者は、構成企業の出資により藤沢市内に特別目的会社を仮契約締結時までに設立するものとします。特別目的会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とします。なお、事業予定地内に設立することも可とします。

なお、応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとします。また、構成企業全体の有する議決権の割合が、全議決権の 2 分の 1 を超えることとします。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはなりません。

10 関心表明書

本事業では、関心表明書（様式第 12 号-12）を提出することができます。

11 提案書の提出に関する事項

応募者は、提案書に係る書類を、次のとおり提出してください。

(1) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできません。

(2) 提出書類の変更禁止

提出後の書類の変更はできません。

(3) 提案書の提出方法等

提出方法	藤沢市学校給食課に持参してください(Eメール、郵送は不可)。
提出期間 及び時間	ア 提出期間 2027 年(令和 9 年)1 月 4 日(月)から 2027 年(令和 9 年)2 月 1 日(月)まで (市の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日)を除く) イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで(時間 厳守)

(4) 提案書類及び部数等

提案書類は、次の表に記載のものを提出してください。用紙のサイズはA3（1枚の大きさをISO216 用紙サイズ（297mm×420mm）。以下同じ。）とし、「ア提出書類」はバラのままクリップ留め、「イ事業計画」から「キ提案計画」までをファイル等に綴じて（うち1部はバラのままクリップ留め）提出してください。

	書類名	様式	部数
ア 提出書類	提案書(表紙)	様式第11号	1
	要求水準に関する確認書	様式第11号-2	1
	見積書	様式第11号-3	1
	価格計算書	様式第11号-4	1
イ 事業計画	事業計画全般に関する提案書	様式第12号 ～様式第12号-5	15
	長期収支計画	様式第12号-6	15
	キャッシュフロー計算書	様式第12号-7	15
	サービス購入料支払い計算書	様式第12号-8	15
	価格等内訳書(施設整備費、解体)	様式第12号-9	15
	価格等内訳書(維持管理費相当額)	様式第12号-10	15

	価格等内訳書(運営費・開業準備費相当額)	様式第12号-11	15
	関心表明書	様式第12号-12	15
ウ 施設整備	施設整備業務に関する提案書	様式第13号 ～様式第13号-4	15
エ 維持管理	維持管理業務に関する提案書	様式第14号	15
オ 運営・ 開業準備	運営業務・開業準備業務に関する提案書	様式第15号 ～様式第15号-4	15
カ 提案図面	提案図面 (※詳細は別紙「様式集(その1)」9 提案図面参照)	様式第16号～ 様式第16号-13	15
アからカに記載するすべてのデータを記録したCD-R又はDVD-Rの電子媒体			1部

(5) 作成要領

- ア 提案書(様式第11号から様式第15号-4まで)には、各ページの下中央に通し番号を記載してください。
- イ 提案書(様式第11号から様式第15号-4まで)には、応募者名を記載しないでください。また、提案者(構成企業を含む)の名称や提案者を類推できる表現、ロゴやマーク等を使用はできません。
- ウ 提案書(様式第11号から様式第15号-4まで)は、横書き左綴じ合本(A3サイズ)とします。
- エ 提案書は、パース等の図表や着色、模型写真は可とします。書類のパネル化又は模型その他これらに類するものの提出は認めません。
- オ 必要に応じて「Ⅲ-11-(4)提案書類及び部数等」に定めるもの以外の資料の提出を求める場合があります。
- カ 図面は、JISの建築製図通則に従うものとします。
- キ 文字の大きさは、図表中又は特に指定のある場合を除き、全て10.5ポイント以上とし、書体は任意とします。
- ク 印刷は、特に指定のある場合を除き、全て片面としてください。
- ケ 鉛筆、消せるボールペン書きによる提案書は、認めません。
- コ 電子媒体で提出するデータは、文字の読み取りが可能なPDFデータ及びMicrosoft Office Word、Excel、PowerPointにより読み込み編集が可能なオリジナルデータを、CD-R又はDVD-Rにデータとして記録したものとしてください。
- サ 各様式には、審査基準書に対応した提案内容を記入してください。
- シ 各様式とも、各様式に記載の枚数以内で作成してください。なお、各様式の記載枠及び余白の設定は応募者が自由に行ってよいものとし、様式集に示す各様式の記載指示事項及び備考等は記載不要とします。

- ス 指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、募集要項等に特に指定のある場合を除き、該当する様式と関連する部分の提案は全て無効とします。

(6) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類等は一切返却しません。
- イ 提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、公表する内容は、提案した提案書類提出者の同意を得て行うこととします。
- ウ 市は、提出された書類について、本事業以外の目的で使用しません。
- エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負わないこととします。
- オ 市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出される書類の一部を公開する場合があります。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表することにより提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については、市と各応募者との間で協議するものとします。
- カ 提案書の記載場所又は記載事項について確認するために、必要があると認める場合は、聞き取りを実施する場合があります。

(7) 応募者等の取扱い

応募者名及び提案内容については公表しません。

ただし、優秀提案者等を選定した際には、その提案者名及び選定理由の概要について公表します。なお、優秀提案者等を選定された応募者が提案後、辞退した場合等においてもその提案の概要を公表する場合があります。公表する内容は、提案した応募者の同意を得て行うものとします。

12 応募者が多数となった場合

応募者が多数あり、事業者の選定に支障が生ずると思われる場合は、評価基準に基づき書類審査を行い、提案者を減じることがあります。なお、その場合は評価結果を郵送で通知します。

13 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、本業務に係る提案を行うことができません。また、既に提出された場合は原則として失格とし、提案書は無効とします。

- (1) 「Ⅲ-3 予算額の上限」を超える提案を提出したとき。

- (2) 「Ⅲ-7 応募者の参加資格要件」に規定する当該業務に係る参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- (5) 2以上の提案をしたとき。
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (8) 正常な提案の執行を妨げるなどの行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- (9) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

14 応募の辞退

応募者は、参加表明以降に応募を辞退する場合は、「辞退届（様式第2号）」を、「Ⅲ-8-(1) 担当課」まで直接提出してください。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合も同様とします。（Eメール、郵送は不可）

15 プレゼンテーションについて

提案書を提出した応募者からのプレゼンテーションを予定しています。

日 時	未定 (時間等詳細は、応募者代表企業に個別に連絡します。2027年(令和9年)3月を予定)
場 所	未定 (応募者代表企業に個別に連絡します。)
その他	プレゼンテーションにおける審査委員の質問に対する応募者の回答は、その応募者が優先交渉権者となった際には、提案書の一部を構成するものとして取り扱います。

16 使用する言語、通貨単位及び単位

提案書等に使用する言語、通貨単位等は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

17 応募に係る費用

参加表明書、提案書、質問書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とします。なお、参加表明、参加登録及び応募については無料とします。

18 営業活動の禁止

この募集の選定結果が公表される日時まで、選定委員会各委員への営業活動を禁止します。これらの行為を確認した場合は、確認した時点で提案書の不受理又は失格とします。

19 その他

- (1) 市に提出された書類について、本事業以外の目的で使用しません。
- (2) 募集要項等の公表の日から事業契約の締結に至るまでの間、市又はその関係者に対して本プロポーザルの公正な執行を妨げるような行為を禁止します。
- (3) 募集要項等に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、質問を通じて行うものとします。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、審査選考後において、この募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (5) 募集に係る問合せは、2026 年（令和 8 年）10 月 7 日から 2026 年（令和 8 年）11 月 13 日までの市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日）を除く午前 8 時 30 分から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。
- (6) 本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行います。
URL <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gakko-k/index.html>
- (7) 問合せ先は次のとおりです。

担当課 藤沢市教育委員会教育部学校給食課

住 所 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1 本庁舎 3 階

電 話 0466-50-8247

FAX 0466-50-8424

E メールアドレス fj-gakko-k@city.fujisawa.lg.jp

20 基本協定等に関する事項

(1) 基本協定

市及び選定事業者が本募集要項等に基づき締結するものであり、選定事業者の決定に係る基本的合意に加えて、特別目的会社の設立、事業契約の締結、その他必要な諸手続き並びにこれに係る市及び選定事業者の責務について定めるものです。

市は、最優秀提案者を優先交渉権者として、基本協定書（案）に基づき、最優秀提案者と協議等（基本協定の締結に必要な一切の手続きを含みます。）を行った上で基本協定を締結するものとし、最優秀提案者はこれに応じなければなりません。

また、最優秀提案者との間で基本協定の締結に係る協議等が整わなかった場合は、市は優秀提案者と協議を行った上で基本協定を締結するものとし、優秀提案者は、こ

れに応じなければなりません。

基本協定を締結した優秀提案者が、選定事業者となります。

なお、本事業では、優先交渉権者決定後から基本協定締結までの期間が限られていることから、基本協定の内容について十分確認の上、疑義がある場合はできる限り第1回質問受付期間中に質問してください。

(2) 事業契約

事業契約は、本募集要項等及び提案書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務の内容、市が支払うサービス対価の算定及び支払方法、市及び事業者の債権債務に関する事項等を定めるものです。

また、契約に際しては藤沢市契約規則を遵守することとし、事業契約に定めのない事項については藤沢市契約規則を適用します。

市は、基本協定の締結後速やかに、事業契約書（案）に基づき、選定事業者と協議等（事業契約の締結に必要な一切の手続きを含みます。）を行った上で事業契約を締結するものとし、選定事業者はこれに応じなければなりません。

選定事業者は、市との間で契約の締結に係る協議等が整った場合、仮契約締結日を期限として特別目的会社を設立するとともに、当該特別目的会社と市との間で仮契約を締結します。仮契約は、PFI 法第 12 条の規定に基づき藤沢市議会の議決を得た場合に、本契約となります。

なお、事業契約の締結に係る契約保証金は、藤沢市契約規則に基づくものとします。